

外国人住民法律相談実施要綱

制 定 平成 10 年 4 月 1 日

最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、大阪市内に居住する外国人住民の相談に応じることを目的とする。

(相談員)

第 2 条 相談担当者は、弁護士とする。

(相談場所)

第 3 条 相談場所は、大阪国際交流センター内、インフォメーションセンターとする。

(相談費用)

第 4 条 相談者の相談費用は無料とする。

(相談日及び時間)

第 5 条 相談実施日時は、毎月の第 1 水曜日及び奇数月の第 3 水曜日午後 1 時から午後 4 時まで並びに偶数月の第 3 水曜日午後 5 時から午後 8 時までとする。

2 前項の相談日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日である場合は、原則として振替日を設定する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市民局長は、相談の利用実績その他の事情に鑑みて必要と認めるときは、相談日及び時間を変更し、又は相談を実施しないことができる。

4 相談時間は 1 回 40 分とする。

(受付方法及び相談方法)

第 6 条 相談は事前に予約するものとする。

2 相談は面接又は電話によるものとする。

(通訳)

第 7 条 相談に際しては、通訳を配置するものとし、通訳は英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語とする。

2 前項以外の外国語による相談を希望する場合は、通訳は相談者が用意するものとし、

通訳に係る費用は相談者の負担とする。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市民局長が定める。

附則

この要綱は、平成10年 6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年 6月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年 8月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和元年 7月 1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和5年 4月 1日から施行する。

附則

この改正規定は、令和7年 4月 1日から施行する。